

介護老人保健施設の開設者
介護医療院の開設者 様

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護運営担当課長

介護保険法第72条第1項及び第115条の11に規定する同法第41条第1項本文及び第53条第1項本文の指定について（通知）

令和6年度報酬改定により実施された介護保険法第72条第1項の省令改正により、令和6年6月1日以降、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があった場合に、（介護予防）訪問リハビリテーションサービスが、事業所の指定があったものとみなされる、いわゆる「みなし指定」サービスとして追加されます。

つきましては、この「みなし指定」に係る取扱いは、下記のとおりとなっておりますので、事業実施に当たって御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 「みなし指定」の適用となるサービス種別

対 象	要 件	サービス種類
介護老人保健施設 及び 介護医療院 の開設者	介護老人保健施設の開設許可 (介護保険法第94条) 介護医療院の開設許可 (介護保険法第107条)	<u>訪問リハビリテーション ※</u> 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 <u>介護予防訪問リハビリテーション ※</u> 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 <u>※R6. 6. 1から適用</u>

2 介護保険サービス事業の実施に当たっての留意事項

(1) 関係法令等の遵守

事業実施に当たっては、介護保険法及び関係法令並びに介護報酬に係る厚生労働省告示を遵守してください。

【特に留意の必要な法令等】

- 介護保険法第75条、第115条の5（変更の届出等）
指定に係る事項の変更、事業の廃止、休止、再開を行う場合は、別添様式による届出が必要です。
- 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号）及び同条例施行規則（平成25年3月北海道規則第27号）
- 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）及び同条例施行規則（平成25年3月北海道規則第28号）

(2) 届出について

① 当該介護サービスを実施する場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」等の提出が必要です。

当該介護サービスを実施する場合には、人員、設備及び運営に関する基準を満たしている必要があります、その確認を行いますので、詳細については、届出先の総合振興局（振興局）等へ御連絡ください。

（介護報酬に係る加算の算定予定がなくても、サービス提供有無の把握等のため「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」は提出するようお願いいたします。）

② 事業内容に変更があった場合

別記第4号様式「変更届出書」の「変更があった事項」欄に該当する事由があった場合は、別記第4号様式により、変更後10日以内に届け出てください。

③ 指定を不要とする場合の手続き

1のサービス種類欄の事業を実施しない場合や、本規定による「みなし指定」を不要とする場合には、別記第3号様式「指定を不要とする旨の申出書」により届け出ることができますが、当該介護サービス事業を実施する（実施予定も含む）場合は、手続きの必要はありません。

指定された事業を廃止又は休止する場合は、別記第5号様式の2「廃止・休止届出書」により廃止等を行う1か月前までに届け出てください。

④ 指定を不要とする旨の申出書の取り下げ書

「指定を不要とする旨の申出書」を届け出た後でも、「指定を不要とする旨の申出書の取り下げ書」を届け出ることによって、当該介護サービスをみなし指定の状態に戻すことができます。

※ 各届出様式は、当課ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/shitei/r3kyufuhiyoshiki.html>

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/shitei/kaigoshitei/134987.html>

3 届出先

2の(2)については、介護老人保健施設又は介護医療院の所在地を所管する総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課・地域保健室企画総務課（道立保健所）に届出をしてください。

（小樽市に所在の場合は後志総合振興局（倶知安保健所）に届け出てください。）

また、次の市町村に所在する場合は、届出先が所在する市町村になりますので、御留意ください。

所在地市町村名	届出先	所在地市町村名	届出先
札幌市	札幌市役所	中頓別町	中頓別町役場
函館市	函館市役所	利尻富士町	利尻富士町役場
旭川市	旭川市役所	下川町	下川町役場
鹿追町	鹿追町役場	苫前町	苫前町役場
芽室町	芽室町役場	湧別町	湧別町役場